

平成23年度決算に基づく健全化判断  
比率及び資金不足比率審査意見書

平成24年9月

栃木県監査委員

栃 監 査 第 5 7 号

平成 2 4 年 9 月 1 4 日

栃 木 県 知 事 福 田 富 一 様

栃 木 県 監 査 委 員 岩 崎 信

同 花 塚 隆 志

同 黒 本 敏 夫

同 田 崎 昌 芳

平成 2 3 年 度 決 算 に 基 づ く 健 全 化 判 断 比 率 及 び 資 金 不 足  
比 率 審 査 意 見 書 の 提 出 に つ い て

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 4 年 7 月 3 1 日付けで審査に付された平成 2 3 年 度 決 算 に 基 づ く 健 全 化 判 断 比 率 及 び 資 金 不 足 比 率 に つ い て 審 査 し た 結 果、次 の と お り 意 見 書 を 提 出 し ま す。

# 健全化判断比率審査意見書

## 1 審査の概要

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）の審査は、知事から提出された平成23年度決算に基づく健全化判断比率が、法令等に照らし算出過程に誤りがないか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 2 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	平成23年度決算 に基づく比率	平成22年度決算 に基づく比率	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
(1)実質赤字比率	—	—	3.75 %	5 %
(2)連結実質赤字比率	—	—	8.75 %	15 %
(3)実質公債費比率	11.3 %	11.5 %	25 %	35 %
(4)将来負担比率	146.0 %	155.8 %	400 %	

(注) (1)実質赤字比率の場合は実質赤字額が、(2)連結実質赤字比率の場合は連結実質赤字額が、それぞれ生じていないことから算定されない。

## 3 審査の意見

### (1) 実質赤字比率について

平成23年度の一般会計等の決算において、実質収支は64億円余の黒字となっていることから、実質赤字比率は算定されない。

これは「とちぎ未来開拓プログラム」に基づく取組等の効果によるものである。

このプログラムの集中改革期間は平成24年度で終了するが、引き続き「とちぎ行革プラン」（栃木県行財政改革大綱（第5期））に基づく取組を推進するなど、自律的な財政基盤の確立を図られたい。

## (2) 連結実質赤字比率について

平成23年度の一般会計等の決算においては、実質収支が黒字であること、公営企業会計の各会計毎の決算においては、資金の不足額が生じていないことから、連結実質赤字比率は算定されない。

## (3) 実質公債費比率について

平成23年度の実質公債費比率は11.3%で、早期健全化基準を下回っており、前年度より0.2ポイント改善している。

これは「とちぎ行革プラン」に基づき、投資的経費の縮減による県債の新規発行額の抑制や、公債償還費の平準化に取り組んできたことから、公債費が減少したことによるものである。

## (4) 将来負担比率について

平成23年度の将来負担比率は146.0%で、早期健全化基準を下回っており、前年度より9.8ポイント改善している。

これは将来負担額である臨時財政対策債を除く地方債残高が減少したことに加え、将来負担額から控除する充当可能基金が増加したことによるものである。

なお、この比率は将来負担を限定的に算入したものであり、他に、公の施設の管理運営契約や複数年度にまたがる建設工事に係る債務負担行為など、将来確実に負担が見込まれるものもあり、これらについても把握しておく必要がある。

また、地方債残高は1兆円を超えているが、その主な要因は臨時財政対策債の発行によるものである。臨時財政対策債は、地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額に全額算入され、将来負担額から控除されることから、比率算定上影響はないものの、地方債であることから、引き続き県債全体の適正な管理が必要である。

# 資金不足比率審査意見書

## 1 審査の概要

平成23年度決算に基づく資金不足比率の審査は、知事から提出された資金不足比率が、法令等に照らし算出過程に誤りがないか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 2 審査の結果

審査に付された下記の各事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

事業会計名	平成23年度決算 に基づく比率	平成22年度決算 に基づく比率	経営健全化基準
(1)病院事業会計	—	—	20 %
(2)電気事業会計	—	—	20 %
(3)水道事業会計	—	—	20 %
(4)工業用水道事業会計	—	—	20 %
(5)用地造成事業会計	—	—	20 %
(6)施設管理事業会計	—	—	20 %
(7)流域下水道事業特別会計	—	—	20 %

(注1) 資金不足比率は、各会計で資金の不足額が生じていないことから算定されない。

(注2) (1)～(6)は法適用企業（地方公営企業法の全部又は一部を適用）の会計であって、(7)は法非適用企業の会計である。

### 3 審査の意見

#### (1) 病院事業会計資金不足比率について

病院事業会計については、資金の不足額が生じていないことから、比率は算定されない。

なお、各県立病院にあつては、一般会計からの負担金を縮減できるよう、より一層の経営改善に取り組まれることを望むものである。

#### (2) 電気事業会計資金不足比率について

電気事業会計については、資金の不足額が生じていないことから、比率は算定されない。

#### (3) 水道事業会計資金不足比率について

水道事業会計については、資金の不足額が生じていないことから、比率は算定されない。

#### (4) 工業用水道事業会計資金不足比率について

工業用水道事業会計については、資金の不足額が生じていないことから、比率は算定されない。

#### (5) 用地造成事業会計資金不足比率について

用地造成事業会計の資金の不足額は、流動負債から土地前受金及び事業資産を含む流動資産を控除し、土地評価差額を加えた額により算出される。その結果、資金の不足額が生じていないことから、比率は算定されない。

しかしながら、含み損を抱える産業団地や、今後、多額の企業債償還を考慮すると、厳しい経営状況にあることから、積極的な企業誘致活動を展開し、早期分譲に努められるよう望むものである。

#### (6) 施設管理事業会計資金不足比率について

施設管理事業会計については、資金の不足額が生じていないことから、比率は算定されない。

#### (7) 流域下水道事業特別会計資金不足比率について

流域下水道事業特別会計の実質収支は13億円余の黒字となっていることから、比率は算定されない。